

科学研究費助成事業 平成26年度予算案の説明

〔 H26助成額:2,305億円【対前年度 △13億円減】(※) 〕
〔 H26予算案:2,276億円【対前年度△105億円減】 〕

科研費はすべての研究活動の基盤となる「学術研究」を幅広く支援することにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で大きな役割を果たしており、前年度とほぼ同額の助成額を確保するとともに、以下の改善を図ります。

※平成23年度から一部種目について基金化を導入したことにより、予算額(基金分)には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなったことから、予算額と助成額を並記しています。

◆科学研究費補助金の使い勝手を更に向上させる「調整金」の改善

○平成25年度から導入した、基金化されていない補助金部分の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用を可能とする「調整金」の改善を実施します。

◆日本学術振興会特別研究員(PD)の受入環境の整備

○若手の特別研究員の受入れ環境を整備できるよう、日本学術振興会特別研究員(PD)に交付する「特別研究員奨励費」に間接経費(直接経費の30%相当額)を措置します。

◆日本学術振興会へ交付業務を一元化

○日本学術振興会において業務を一体的に行うため、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」の交付業務を移管します。これにより、科研費のすべての交付業務を日本学術振興会に一元化します。

平成26年度予算における「調整金」の改善

◎「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため、「調整金」の枠を設定。
 - これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。

◎平成26年度予算における「調整金」の改善のポイント

1. 次年度使用配分額の上限を原則として「未使用額全額」に(9割 → 全額)

現在、次年度使用の配分額は、予算の範囲内で、前年度の未使用額の9割を上限として配分することとしているが、原則として未使用額全額を上限として配分できることとする。

※全額配分が適切かどうかは別途添付する理由書によりチェック

2. 次年度使用の対象となる未使用額の下限の引き下げ(10万円以上 → 5万円以上)

現在、次年度使用の対象となる未使用額の下限は、10万円以上としているが、この下限を5万円以上とし、対象課題を拡大する。

3. 申請手続きの簡素化による次年度使用の調整金交付の早期化(10月下旬頃 → 8月下旬頃)

現在、次年度使用の調整金は各機関に10月下旬に送金しているが、申請手続きを簡素化し、交付時期を2ヶ月程度早期化する。

5. 科研費トピックス

「調整金」による科研費の前倒し使用・次年度使用

○基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため、「調整金」の枠を設定するなどの改善を図る。

◆調整金による研究費の前倒し使用

○当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合に、当該年度の調整金から前倒し使用分を追加配分。追加配分した研究費については、次年度以降の研究費から減額。

	初年度	2年度	3年度
当初予定	1,000万円	1,000万円	1,000万円
変更後	1,000万円	1,000万円 100万円(調整金)	900万円 100万円(減額分)

調整金

◆調整金による研究費の次年度使用

○研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越によって対応することが基本。

○繰越制度の要件に合致せず繰越できない場合及び繰越申請期限以降に繰越事由が発生。

→当該未使用額を次年度使用することにより、より研究が進展すると見込まれる場合には、

・これを一旦不用として国庫に返納 ⇒ ・次年度の調整金から、原則として未使用額全額を上限として配分。

	初年度	2年度	3年度
当初予定	1,000万円	1,000万円	1,000万円
変更後	700万円 200万円(繰越) 100万円(未使用額)	200万円(繰越) 1,000万円 100万円(調整金)	1,000万円

調整金

国庫へ

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を改正しました。

平成26年2月18日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)を改正しました。改正後のガイドラインは、平成26年4月から運用を開始いたします。

各機関におかれましては、改正後のガイドラインに沿った所要の取組を行うとともに、関係者にも周知していただくようお願いいたします。

詳細は下記のホームページを御覧下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

新学術領域研究(研究領域提案型)・特定領域研究の中間・事後評価について

平成25年10月8日に開催した科学研究費補助金審査部会において、新学術領域研究(研究領域提案型)20領域の中間評価、21領域の事後評価及び特定領域研究4領域の事後評価について審議した結果、以下のとおり決定されました。

詳細な内容については、下記の文部科学省科研費ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/chukan-jigohyouka/1340743.htm

○新学術領域研究(研究領域提案型) 中間評価(対象20研究領域)

A+	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の進展が認められる	2
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められる	13
A-	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる	4
B	研究領域の設定目的に照らして研究が遅れており、今後一層の努力が必要である	該当なし
C	研究領域の設定目的に照らして、研究成果が見込まれないため、研究費の減額又は助成の停止が適当である	1

○新学術領域研究(研究領域提案型) 事後評価(対象21研究領域)

A+	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった	4
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった	11
A-	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた	5
B	研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった	1
C	十分な成果があったとは言い難い	該当なし

○特定領域研究 事後評価(対象4研究領域)

A+	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった	2
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった	1
A-	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた	1
B	研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった	該当なし
C	十分な成果があったとは言い難い	該当なし

「我が国における学術研究課題の最前線(平成25年度)」を公開

日本学術振興会及び文部科学省において審査を行った研究種目のうち、研究費の規模が大きく評価が高い研究を支援するもので、一人又は比較的少数の研究者により研究が実施される「特別推進研究」や「基盤研究(S)」、複数の研究者グループにより研究が実施される「新学術領域研究(研究領域提案型)」の新規採択研究課題の研究概要等を取りまとめた資料を公開しています。

以下より、ダウンロード可能となっておりますので、ご活用下さい。

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/30_front/

